

令和4年 第15回 委員会議題

令和4年9月20日

1 議案

議案第51号 令和5年検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

議案第52号 令和5年裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

議案第53号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について

議案第54号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

議案第55号 福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

議案第56号 福岡市長選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

議案第57号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

議案第58号 投票区の設置の告示の一部改正について

2 報告事項

期日前投票所について

議案第 51 号

令和 5 年検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令和 5 年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 4 年 9 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者の数
30 人
- 2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者の数
30 人
- 3 登載する者の氏名等
別紙のとおり

(理 由)

検察審査会法第 10 条第 2 項の規定による。

○検察審査会法（抜粋）

（審査員候補者の員数）

第九条 検察審査会事務局長は、毎年九月一日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 検察審査員候補者は、各検察審査会ごとに、第一群から第四群までの四群に分け、各群の員数は、それぞれ百人とする。

（審査員候補者の選定）

第十条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和三十二年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

○検察審査会法施行令（抜粋）

（候補者の割当）

第三条 検察審査会事務局長が検察審査会法（以下「法」という。）第九条の規定により候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当てるには、次に定めるところによる。

一 第一群から第四群までの候補者の総員数四百人のうち、まず一人ずつを各市町村に割り当て、その残員数は、前条の規定により通知を受けた各市町村の選挙人名簿被登録者の数の当該検察審査会の管轄区域内における選挙人名簿被登録者の総数に対する割合に応じて、これを各市町村に割り当てること。この場合において、一人に満たない端数を生じたときは、候補者の総員数が四百人に満ちるまで、端数の大なる市町村から順次に、これを一人に切り上げるものとする。

二 前号の規定により割り当てられた員数の群別を定めるには、市町村ごとに割当総数を四分して、これを第一群から第四群までに分別すること。この場合において、一の市町村の割当総数が四人に満たないとき、及び四分して四人に満たない端数を生じたときは、これを各別に第一群から第四群までのいずれかの群に属させるものとする。

2 やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、適当な標準によつて割り当てることができる。

（候補者の予定者の選定）

第四条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村を管轄区域とする検察審査会が二個以上ある場合において、法第十条第一項の規定により候補者の予定者を選定するときは、同一人を二個以上の検察審査会の候補者の予定者に選定してはならない。

○検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令（抜粋）

その所在地に検察審査会を置くべき地方裁判所及び地方裁判所支部を別表上欄記載の通り定め、当該検察審査会の名称及び管轄区域をそれぞれ同表中欄及び下欄の通り定める。

別表

地方裁判所及び 地方裁判所支部	名 称	管 轄 区 域
福岡地方裁判所	福岡第一検察審査会 福岡第二検察審査会	福岡簡易裁判所管轄区域 宗像簡易裁判所管轄区域 甘木簡易裁判所管轄区域

議案第 52 号

令和 5 年裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和 5 年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 4 年 9 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 裁判員候補者予定者名簿に登載する者の数
483 人
- 2 登載する者の氏名等
別紙のとおり

(理 由)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条第 2 項の規定による。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（抜粋）

（裁判員候補者の員数の割当て及び通知）

第二十条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年九月一日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

（裁判員候補者予定者名簿の調製）

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和三十二年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

（裁判員候補者予定者名簿の送付）

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、第二十条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに裁判員候補者予定者名簿を当該通知をした地方裁判所に送付しなければならない。

議案第 53 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和 4 年 11 月 20 日 執行予定の福岡市長選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和 4 年 9 月 20 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

移替えを延期する期間

令和 4 年 10 月 18 日から令和 4 年 11 月 20 日まで

(理 由)

公職選挙法施行令第 17 条ただし書の規定による。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（登録の移替え）

第十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。
ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

議案第54号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

郵便等をもって発送を開始する日

令和4年11月5日

(理 由)

公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項の規定による。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

第五十三条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日（郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日）以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 一 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。
- 二 第五十条第二項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。
- 三 第五十条第四項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。

（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）

第五十九条の四

- 4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

議案第 55 号

福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

交付又は郵便等をもって発送を開始する日

令和4年11月4日

(理 由)

公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（特定国外派遣隊員の不在者投票の特例）

第五十九条の五の四 特定国外派遣組織に属する選挙人（以下この条及び第百四十二条第二項において「特定国外派遣隊員」という。）は、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合には、選挙の期日前五日までに、当該特定国外派遣組織の長（当該特定国外派遣組織の長が第五十五条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該特定国外派遣組織の長の職務を代理すべき者）で同条第五項に規定する不在者投票管理者となるべきもの又は同項に規定する不在者投票管理者であるもの（以下この条及び第百四十二条第二項において「特定国外派遣組織の長」という。）に対し、選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該特定国外派遣組織の国外派遣期間中にかかる場合において当該特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域内で法第四十九条第四項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。

2 点字によつて投票をしようとする特定国外派遣隊員は、前項の申出をする際に、当該特定国外派遣組織の長に対し、その旨を申し立てなければならない。

3 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する特定国外派遣隊員が第一項の申出をする場合には、当該特定国外派遣組織の長に、引続居住証明書類を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける旨の申出をしなければならない。

4 船員である特定国外派遣隊員が第一項の申出をする場合には、当該特定国外派遣組織の長に、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

5 第一項の申出を受けた特定国外派遣組織の長は、当該特定国外派遣隊員が当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているものであると認める場合には、自ら又はその代理人によつて、選挙の期日前三日までに、当該特定国外派遣隊員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、文書で、当該特定国外派遣組織の長であることを証する書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しなければならない。

6 第二項の規定による点字によつて投票をする旨の申立て、第三項の規定による引続居住証明書類の提示若しくは引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける旨の申出又は第四項の規定による選挙人名簿登録証明書の提示を受けた特定国外派遣組織の長は、当該申立て、当該引続居住証明書類の提示若しくは当該申出又は当該選挙人名簿登録証明書の提示をした特定国外派遣隊員について前項の規定による請求をする場合には、同項の市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該申立てがあつた旨を申し立て、当該引続居住証明書類を提示し、若しくは当該申出に係る確認を申請し、又は当該選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

議案第56号

福岡市長選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

郵便等をもって発送を開始する日

令和4年11月5日

(理 由)

- ・ 議決 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定による。

○特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令

(特例郵便等投票の手続及び方法)

第一条 特定患者等選挙人(特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(以下「法」という。))第三条第一項に規定する特定患者等選挙人をいう。次項及び第三項において同じ。)は、請求の時に於いて同条第二項に規定する外出自粛要請等期間が同項に規定する選挙期間にかかると見込まれるときは、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十条第一項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名(点字によるものを除く。以下この項において同じ。))をした文書により、かつ、法第二条第一号に規定する外出自粛要請又は同条第二号に規定する隔離・停留の措置に係る書面を提示して(法第三条第二項ただし書の規定の適用がある場合にあっては、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により)、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 次の各号に掲げる特定患者等選挙人が前項の規定による請求をする場合(第一号に掲げる者にあつては都道府県の議会の議員又は長の選挙において当該請求をする場合に、第三号に掲げる者にあつては衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において当該請求をする場合に、第四号に掲げる者にあつては衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該請求をする場合に限る。)には、同項の選挙管理委員会の委員長に、それぞれ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権を有する特定患者等選挙人 引続居住証明書類(公職選挙法施行令第三十五条第一項に規定する引続居住証明書類をいう。次項において同じ。))の提示又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請

二 選挙人名簿登録証明書(公職選挙法施行令第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書をいう。次項において同じ。))の交付を受けている船員(同条第一項に規定する船員をいう。))である特定患者等選挙人 当該選挙人名簿登録証明書の提示

三 南極選挙人証(公職選挙法施行令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証をいう。次項において同じ。))の交付を受けている特定患者等選挙人 当該南極選挙人証の提示

四 在外選挙人証(公職選挙法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証をいう。次項において同じ。))の交付を受けている特定患者等選挙人(当該特定患者等選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので公職選挙法施行令第六十五条の二に規定する者を除く。) 当該在外選挙人証の提示

3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、前項第一号に掲げる者にあつては、併せて、その者について、同項(同号に係る部分に限る。))の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。))に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等(法第一条に規定する郵便等をいう。))をもって発送しなければならない。この場合において、前項(第一号に係る部分を除く。))の規定により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票(法第三条第二項に規定する特例郵便等投票をいう。次項及び次条において同じ。))の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

4 公職選挙法施行令第五十九条の五の規定は、特例郵便等投票について準用する。この場合において、同条中「前条第四項」とあるのは「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第一条第三項」と、「選挙人名簿」とあるのは「選挙人名簿又は在外選挙人名簿」と、「投票所」とあるのは「投票所」又は指定在外選挙投票区の投票所」と読み替えるものとする。

議案第57号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和4年9月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 福岡市西区内浜一丁目4番1号
福岡市西区選挙管理委員会事務局
- 2 福岡市西区西都二丁目1番1号
福岡市西区選挙管理委員会事務局西部出張所
- 3 福岡市西区大字小呂島61番地1
福岡市愛宕浜公民館小呂分館
ただし、同所が期日前投票所となる場合において、選挙人名簿に記載されている住所が西区大字小呂島の選挙人に限る。
- 4 福岡市西区大字玄界島21番地3
福岡市玄界公民館
ただし、同所が期日前投票所となる場合において、選挙人名簿に記載されている住所が西区大字玄界島の選挙人に限る。

(理 由)

公職選挙法第49条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（不在者投票）

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる

議案第58号

投票区の設置の告示の一部改正について

投票区の設置の告示（昭和57年福市西選告示第8号）の一部を次のように改正し、告示する。

令和4年9月20日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川口 晴 義

表中

西都	大字徳永（周船寺第二投票区及び玄洋投票区に属する区域を除く。）、大字女原、北原一丁目、徳永北、西都一丁目、西都二丁目、女原北	を
----	----------------------------------------------------------------	---

西都	大字女原、女原北、西都一丁目、西都二丁目、大字徳永（周船寺第二投票区に属する区域を除く。）、徳永北、北原一丁目、北原二丁目（元岡第一投票区及び玄洋投票区に属する区域を除く。）	に
----	-----------------------------------------------------------------------------------------	---

元岡第一	大字桑原、大字元岡、元浜一丁目、元浜二丁目、元浜三丁目、元浜四丁目、大字田尻（玄洋投票区に属する区域を除く。）、田尻一丁目、大字太郎丸、太郎丸一丁目、太郎丸二丁目、太郎丸三丁目、太郎丸四丁目、周船寺二丁目（19番、20番）、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、九大新町	を
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

元岡第一	北原二丁目（41番）、周船寺二丁目（19番、20番）、田尻一丁目、田尻二丁目、田尻三丁目、田尻東一丁目、田尻東二丁目、田尻東三丁目（玄洋投票区に属する区域を除く。）、田尻東四丁目、学園通一丁目、学園通二丁目、学園通三丁目、丸川一丁目、丸川二丁目、大字太郎丸、太郎丸一丁目、太郎丸二丁目、太郎丸三丁目、太郎丸四丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、元浜一丁目、元浜二丁目、元浜三丁目、元浜四丁目、大字桑原、大字元岡、九大新町	に
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

玄洋	今宿一丁目、今宿二丁目、今宿三丁目、横浜一丁目、横浜二丁目、横浜三丁目、大字田尻（2550 番から 2567 番まで）、大字徳永（1149 番、1150 番、1167 番、1168 番）、今宿西一丁目（1 番、2 番）	を 」
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------

玄洋	今宿一丁目、今宿二丁目、今宿三丁目、今宿西一丁目（1 番、2 番）、横浜一丁目、横浜二丁目、横浜三丁目、北原二丁目（36 番（5 号、8 号から 12 号まで、14 号）、37 番）、田尻東三丁目（2550 番地から 2567 番地まで）	に 」
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------

改める。

（根拠）

- ・議決 公職選挙法第17条第2項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第9条の2の規定による。

○公職選挙法
（投票区）

第十七条 投票区は、市町村の区域による。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。
- 3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

○公職選挙法施行令
（投票区の廃止又は変更の告示）

第九条の二 市町村の選挙管理委員会は、法第十七条第二項の規定により設けた投票区を廃止し、又は変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。